（所得税法施行令の一部改正）

第一条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　更正の請求の特例（第二百七十四条）
第七章　更正及び決定（第二百七十五条―第二百七十八条）」を「第六章　修正申告の特例
第七章　更正の請求の特例
第八章　更正及び決定」に改める。

第二百七十三条の二）を削る。

特例（第二百七十四条）
（第二百七十五条―第二百七十八条）」に改める。

第十一条の三第一項中「勤労学生の意義」を「定義」に改め、同項第一号中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第二十条の二第一号、第三号及び第四号中「十万円」を「十五万円」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　法第九条第一項第十五号ロ（非課税所得）に規定する当該使用人と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該使用人（法第九条第一項第十五号ロに規定する使用人をいう。以下この項において同じ。）の親族

二　当該使用人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の直系血族

三　当該使用人の直系血族と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

四　前三号に掲げる者以外の者で、当該使用人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの及びその者の直系血族

五　前各号に掲げる者以外の者で、当該使用人の直系血族から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

2　前項の規定は、法第九条第一項第十五号ニに規定する当該使用人と政令で定める特別の関係がある者について準用する。

第三十四条第一項第一号中「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を「及び住所」に改め、同条第三項中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に、「同条第五項に規定する提示がされた」を「提示又は送信を受けた」に改め、「（以下この節において「署名用電子証明書等」という。）」を削る。

第四十一条第一項第一号中「個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第四十一条の二第三項中「署名用電子証明書等」を「法第十条第五項に規定する署名用電子証明書等（この項を除き、以下この節において「署名用電子証明書等」という。）に、「法第十条第二項」を「同条第二項」に、「同条第五項に規定する提示」を「提示（第二項に定めるところにより行う同項に規定する署名用電子証明書等の送信を含む。第四十七条第二項（非課税貯蓄相続申込書）において同じ。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「より行う」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項中「（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）」及び「（障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類をいう。第三項において同じ。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十条第二項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める書類は、障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類（以下この項、第三項及び第五項において「障害者等確認書類」という。）（当該障害者等確認書類及び住所等確認書類（当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類をいう。次項において同じ。）とする。

2　法第十条第二項に規定する政令で定めるところにより行う同項に規定する署名用電子証明書等の送信は、住所等確認書類の提示に代えて行う当該署名用電子証明書等の送信とする。

第四十七条第二項中「第十条第五項」を「第十条第二項」に改め、「同項に規定する」を削り、同条第三項中「第四十一条の二第三項」を「第四十一条の二第五項」に改める。

第四十八条第五項中「第四十一条の二第三項」を「第四十一条の二第五項」に、「、本人確認書類及び」を「及び本人確認書類並びに」に改める。

第六十四条第一項第四号中「第二十二条第一項第三号」を「第二十二条第一項第四号」に改める。

第六十五条第一号中「取消し」を「取消し等」に、「基づき支出した」を「基づき支出し、又は同条第三項の規定により承認が失効をした団体に対しその失効に係る退職金共済契約に基づき支出した」に、「以後」を「又はその失効後」に改める。

第六十九条第一項第二号中「中小企業退職金共済法第三十条第一項（退職金相当額の受入れ等）の受入れに係る金額若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三十六条第七項（解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付）において準用する同条第一項の規定による申出に従い交付された額又は第七十三条第一項第八号ロ（特定退職金共済団体の要件）に規定する退職金に相当する額、同号ニに規定する退職給付金に相当する額若しくは同号ホに規定する引継退職給付金に相当する額」を「次に掲げる金額」に、「これらの金額」を「当該金額」に改め、「老齢給付金の」を削り、同号に次のように加える。

イ　中小企業退職金共済法第三十条第一項（退職金相当額の受入れ等）の受入れに係る金額又は同法第三十一条の二第六項（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等）において準用する同条第一項の受入れに係る金額

ロ　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三十六条第七項（解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付）において準用する同条第一項の規定による申出に従い交付された額

ハ　第七十三条第一項第八号ロ（特定退職金共済団体の要件）に規定する退職金に相当する額、同号ニに規定する退職給付金に相当する額又は同号ホに規定する引継退職給付金に相当する額

第七十三条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「額の」を「額又は第九号に規定する引渡金額の」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第三号中「使用人としての職務を有する役員の意義」を「役員給与の損金不算入」に改め、同項第七号イ(1)及び(2)中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ(2)中「要件」を「要件等」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　退職金共済事業を廃止した場合において、中小企業退職金共済法第三十一条の二第一項（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する事業主が、同条第一項の規定による申出をしたときは、同項に規定する廃止団体と独立行政法人勤労者退職金共済機構との間の同項の引渡しに係る契約で定めるところによつて当該事業主に係る被共済者であつた者に係る引渡金額（同項に規定する掛金の総額及び掛金に相当するものとして同項に規定する政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額をいう。）を独立行政法人勤労者退職金共済機構に引き渡すこと。

第七十三条第二項第一号中「前項第十号」を「前項第十一号」に改め、同項第四号中「すべて」を「全て」に改める。